

指導資料

初めて通級による指導を担当する先生のための ハンドブック



平成 27 年 3 月
(令和 3 年 3 月一部修正)
栃木県総合教育センター

まえがき

通級による指導は、通常の学級に在籍している障害の軽い児童生徒に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、当該児童生徒の障害の状態に応じた特別な指導を特別な場（通級指導教室）で行う指導形態です。

通常の学級における指導に合わせて通級による指導を行う際には、児童生徒が通常の学級の中で、本来もっている力を最大限に発揮し、自信を育てられるようにすることを目指して、指導に当たることが大切です。

このハンドブックは、初めて通級による指導を担当する先生のために、基本的な考え方をはじめ、教室経営や指導の実際、担任及び保護者との連携等について、具体的な内容を盛り込み作成いたしました。

本書に併せ、「特別支援学級及び通級による指導 教育課程編成の手引」（栃木県教育委員会）を御活用いただき、教育課程の編成に関する法的な根拠等についても理解を図っていただければ幸いです。

最後に、本書の作成に御協力いただきました委員の方々に深く感謝申し上げます。

平成 27 年 3 月

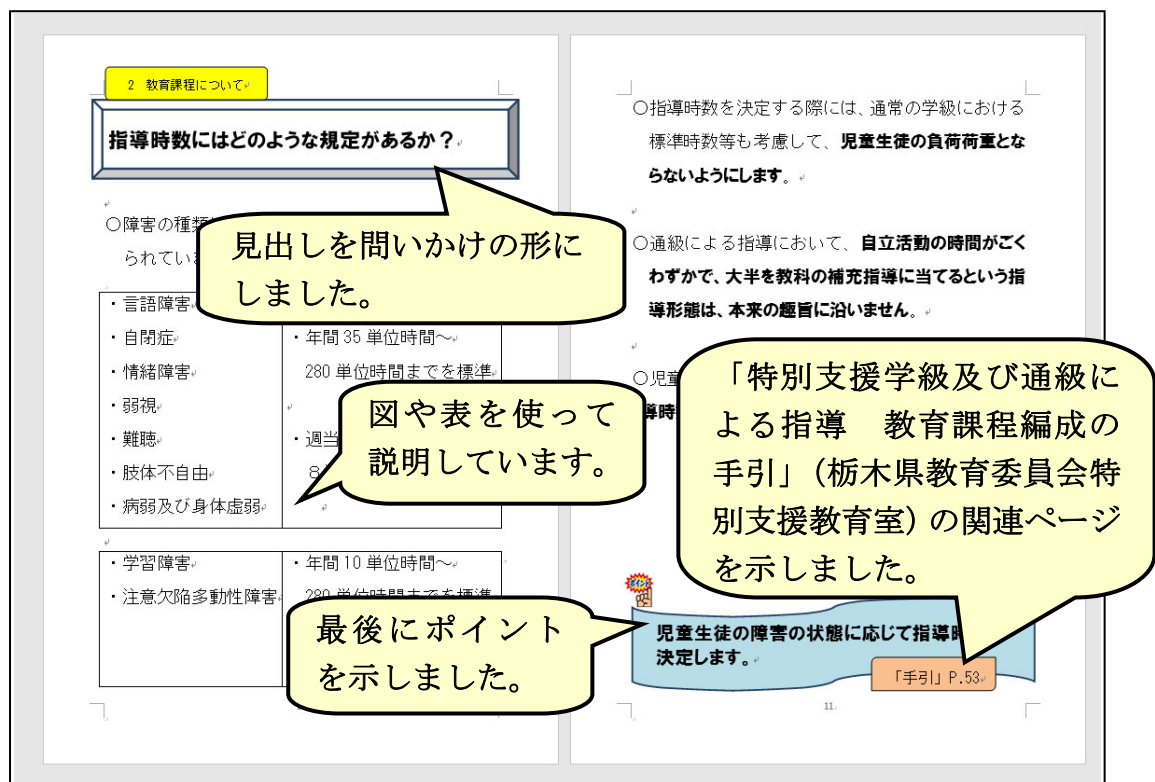
栃木県総合教育センター所長

長野 誠

目 次

通級による指導の基礎的知識	1
通級指導教室経営の実際	51
通級による指導の実際	
・ 言語障害のある児童生徒	63
・ 自閉症等のある児童生徒	81
通常の学級の担任や教科担任、保護者等との連携	95
参考文献	108

本ハンドブックの構成



本ハンドブック内の表記について

本ハンドブックでは、「通級による指導の担当教員」を「通級担当教員」と表記します。

通級による指導の基礎的知識

1 特別支援教育について	
・ 特別支援教育とはどのような教育か？	2
・ 通級による指導とはどのような学びの場か？	4
2 教育課程について	
・ 通級による指導の教育課程を編成する際の留意点は？	6
・ 「特別の教育課程」の内容とは？	8
・ 指導時数にはどのような規定があるか？	10
・ 時間割編成の留意点は？	12
3 個別の指導計画について	
・ 個別の指導計画とは？	14
・ 実態把握や指導目標を設定する際の留意点は？	16
・ 指導に当たっての留意点は？	19
・ 評価・改善に当たっての留意点は？	20
4 自立活動について	
・ 自立活動とはどのような教育活動か？	22
・ 自立活動の6区分27項目とは？	24
・ 自立活動の「1 健康の保持」とは？	26
・ 自立活動の「2 心理的な安定」とは？	28
・ 自立活動の「3 人間関係の形成」とは？	30
・ 自立活動の「4 環境の把握」とは？	32
・ 自立活動の「5 身体の動き」とは？	34
・ 自立活動の「6 コミュニケーション」とは？	36
・ 自立活動の指導目標はどのように立てたらよいか？	38
・ 自立活動の具体的な指導内容を設定する際の留意点は？	40
・ 障害種ごとの指導内容例は？	42
言語障害、自閉症、情緒障害、難聴、 学習障害、注意欠陥多動性障害	

特別支援教育とはどのような教育か？

○特別支援教育は、障害のある児童生徒の**自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち**、児童生徒一人一人の**教育的ニーズ**を把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため**適切な指導及び必要な支援**を行う教育です。

○特別支援教育は、知的な遅れのない発達障害を含め、**特別な支援を必要とする児童生徒が在籍する全ての学校において実施される教育**です。

<障害の種類と学びの場>

通常の学級

視覚障害 聴覚障害 知的障害 肢体不自由 病弱・身体虚弱
言語障害 自閉症 情緒障害 学習障害 注意欠陥多動性障害

通級による指導

(知的障害以外の障害に対して、特別な指導〔自立活動の指導〕を行う必要がある場合のみ通常の学級の教育に併用する)

特別支援学級

視覚障害 聴覚障害 知的障害 肢体不自由
病弱・身体虚弱 言語障害 自閉症・情緒障害
(小・中学校学習指導要領を基本に、
自立活動の領域を加えて教育課程を編成)

特別支援学校

視覚障害 聴覚障害 知的障害 肢体不自由 病弱
(特別支援学校学習指導要領に基づいて教育課程を編成)



障害のある児童生徒のための多様な学びの場があります。

通級による指導とはどのような学びの場か？

- 次ページの表の「通常の学級（通級による指導）」の欄には、対象となる児童生徒の障害の程度が示されています。表には、「**通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの**」と記されています。
- 「授業におおむね参加できる」とは、障害のない他の児童生徒と同じようにその学級での学習をほぼ支障なく行っていくことができる状態です。
- 障害の状態により、特別の指導を多くの時間で行われなければならない場合には、特別支援学級での学びが適切です。
- 通級による指導は、**対象となる児童生徒が通常の学級の中で、本来もっている力を最大限に発揮し、自信を育てられるようにすることを目指しています。**

特別支援学校、特別支援学級、通常の学級(通級による指導)の対象となる障害の程度

	特別支援学校	特別支援学級	通常の学級	
			通級による指導	
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの	左記に掲げる程度に達しないもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの	〃
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの		〃
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの	肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの	〃
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	一 慢性の呼吸器疾患その他の疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの	病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの	〃
言語障害者		口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じるもの（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じるもの（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの	〃
自閉症者		一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの	〃
情緒障害者		二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの	〃
学習障害者			全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの	〃
注意欠陥多動性障害者			年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの	〃
根拠	学校教育法施行令第22条の3	「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」(平成25年10月4日25文科初第756号)		
	参考：「教育支援資料 ～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～」(平成25年10月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)			

通級による指導の教育課程を編成する際の留意点は？

- 通級による指導は、小・中学校等において、**各教科等の授業は通常の学級で受けつつ、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための特別な指導を特別の指導の場(通級指導教室)で行う教育の形態**です。
- 対象となる障害は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、肢体不自由、病弱及び身体虚弱、学習障害、注意欠陥多動性障害のある児童生徒です。**特別の教育課程を編成して指導**を行います。
- 知的障害のある児童生徒は、通級による指導の対象にはなりません。**知的障害については、障害の特性や発達状態に応じた特別の教育課程や指導法により比較的多くの時間、特別支援学級において指導することが効果的であり、ほとんどの時間、通常の学級で通常の授業を受けながら通級する

という教育形態はなじまないとされているからです。

○**学習障害、注意欠陥多動性障害については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮や指導の工夫等に対応することがより適切な場合も多いことに十分留意する必要があります。**

○他校（小・中学校等、聾学校）に通って、通級による指導を受ける場合は、在籍校の校長がその授業を自校の授業とみなすことができます。

○通級による指導により、障害による学習上又は生活上の困難が改善・克服され、**通常の学級における授業のみで十分に学習や生活が可能となった場合には、指導を終了**します。



通級による指導は、対象となる障害が決まっています。

「特別の教育課程」の内容とは？

○通級による指導では、**障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導(自立活動に相当する指導)**を行います。

○なお、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができますが、障害による学習上または生活上の困難の改善又は克服を目的とする**自立活動としての指導**となります。したがって、通級による指導は、**単に各教科の学習の遅れを取り戻すための指導ではない**ことに留意する必要があります。

○例えば、学習障害のある児童生徒の障害の状態に応じて、国語の教科書の文をゆっくり確認しながら音読の練習をしたり、算数の学び方を学んだりする場合が各教科の内容を取り扱うということに当たります。

- 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に規定されている自立活動の指導目標や指導内容を参考に学習を行います。
- 通級による指導で行う自立活動に相当する指導は、**個別指導が基本**です。指導の目標を達成する上で効果的である場合には、小集団を構成して指導することも考えられます。
- 通級による指導の指導計画は、個別に作成されることが基本です。**最初から集団で指導することを前提にしたものではないこと**に留意しましょう。



通級による指導では、自立活動に相当する指導を行います。

「手引」 P. 52-53

指導時数にはどのような規定があるか？

○障害の種類により、以下のように指導時数が決められています。

・ 言語障害 ・ 自閉症 ・ 情緒障害 ・ 弱視 ・ 難聴 ・ 肢体不自由 ・ 病弱及び身体虚弱	・ 年間 35 単位時間～ 280 単位時間までを標準 ・ 週当たり 1 単位時間～ 8 単位時間
・ 学習障害 ・ 注意欠陥多動性障害	・ 年間 10 単位時間～ 280 単位時間までを標準 ・ 月当たり 1 単位時間～ 週当たり 8 単位時間

○指導時数を決定する際には、通常の学級における標準時数等も考慮して、**児童生徒の負担荷重とならないようにします。**

○通級による指導において、**自立活動の時間がごくわずかで、大半を教科の補充指導に当てるという指導形態は、本来の趣旨に沿いません。**

○児童生徒の障害の状態に改善が見られた場合、**指導時数を減らすことができます。**



児童生徒の障害の状態に応じて指導時数を決定します。

「手引」 P. 53

時間割編成の留意点は？

- 児童生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な指導時数を**通常の学級の担任と通級担当教員が話し合い、通級による指導が可能な曜日や時間を決定します。**
- 通級による指導のために、**特定の教科や道徳科、特別活動等の内容の全てが履修できなくなったりすることがないように、指導を受ける時間や曜日を工夫します。**
- 他校通級では、1校時に通級による指導を受けてから在籍校に登校する場合や在籍校での授業終了後に6校時・7校時として指導を受ける場合があります。

○他校通級では、在籍校と通級による指導を受ける学校までの送迎は保護者が行います。

＜通級指導教室の時間割の例＞

	月	火	水	木	金
1校時		14	15	16	17
2校時	①	⑥	⑨		⑬
3校時	②	⑦	⑩	⑪	②
4校時	③	⑧		⑫	③
5校時	④		18	①	
6校時	⑤	19			
7校時		20		21	22

※週2回の指導：①～③

週1回の指導：④～⑬、14～22（他校通級）



特定の教科や道徳科、特別活動等の内容の全てが履修できなくなることを避けるように時間割を編成します。

「手引」 P. 57

個別の指導計画とは？

- 個別の指導計画は、教育課程を具体化し、障害のある児童生徒など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細かに指導するために作成するものです。
- 児童生徒のうまくいっているところを把握し伸ばすための指導目標を立て、目標実現のための手立てを考えます。指導目標や手立ては指導しながら修正し、その後の指導に生かします。
- 指導目標や指導内容を通常の学級の担任等や保護者と共有し、連携して指導します。

個別の指導計画の役割

要点の整理

- ・文字で記述することにより、頭で考えている指導目標や手立てが明確になり、要点を整理することができます。

情報の共有

- ・教職員や保護者との間で指導に関する情報を共有し、同一歩調で指導に当たることができます。

進行の管理（引継ぎ）

- ・定期的に指導の評価と改善を行うとともに、進級・進学時には必要な支援情報を引き継ぐことで指導の進行を管理することができます。

《うまくいっているところに着目した指導》

通常の学級における指導や通級による指導においては、日常の学習や生活の中から、児童生徒の発達の進んでいる側面をはじめとして、うまくいっているところに着目し、指導の目標や指導内容・方法を設定することが大切です。

「特別支援学校学習指導要領解説自立活動編」では、次のようなことが述べられています。

人間の発達には諸々の側面が有機的に関連し合っていることを踏まえ、発達の進んでいる側面を更に促進させることによって、児童生徒の自信と活動や学習への意欲を喚起し、遅れている側面の伸長や改善に有効に作用することが少なくない。

反対に、発達の遅れている側面や改善の必要な障害の状態のみに着目し、これを伸ばしたり、改善したりすることを目指して指導した場合、効果が表れるのに必要以上に時間を要したり、方法によっては、児童生徒の活動や学習への意欲を低下させ、劣等感をもたせたりすることもある。



児童生徒のもつ「うまくいっているところ」を見つけ、それを伸ばす視点から作成・活用します。

「手引」 P. 56

実態把握や指導目標を設定する際の留意点は？

○通級による指導は、**通常の学級の担任が行う指導に併せて行う指導**です。個別の指導計画を作成する際にも、それぞれの役割を明確にして作成することが大切です。

実態把握

○通級による指導の対象となる児童生徒は、学校生活のほとんどの時間を通常の学級で過ごしていることから、実態把握に当たっては、**通常の学級の担任との話合い(連携)**が不可欠です。

○児童生徒の実態把握は、**日常の教育活動における行動観察が基本**です。授業や朝の会、給食などの具体的な場面をとおして行います。

○児童生徒の「うまくいっているところ」(ここまではできる、～の時はできる、～があればできる等)を中心に実態を把握します。

○児童生徒のうまくいっているところは、指導の有効な手掛かりになります。通常の学級の担任と通級担当教員で協力し、児童生徒のうまくいっているところの中から、うまくいくための条件を見つけます。

○保護者から家庭内でうまくいっているところを聞き取り、指導に生かすことも考えられます。

○心理検査などの結果も、行動観察を基本とした実態把握における参考資料の一つになります。

○実際の指導では、「実態把握→指導目標の設定→指導の実践→指導の評価・改善→指導目標の設定…」というサイクルを継続して行います。

指導目標の設定

○児童生徒が通常の学級の中で、自信を育てられるようにすることを念頭に置き、うまくいくための条件を生かして、通常の学級の担任と通級担当教員がそれぞれの指導目標を設定します。

○指導目標は、「～が…できる。」というように、児童生徒の具体的な行動の形で設定します。



児童生徒のうまくいっているところに着目した実態把握や指導目標の設定が重要です。

指導に当たっての留意点は？

○通常の学級の担任と連携し、児童生徒が日常の学習や生活においてうまくいっているところの中から指導の素材を取りだし、うまくいくための条件を生かして、指導の内容を組み立て、指導の手立てを工夫します。

○児童生徒のうまくいっているところに着目し、もっている力を引き出すということを心掛けて指導に取り組むと、児童生徒は自信を高めることができるようになります。



通常の学級の担任との話合いから、それぞれの指導に生かせる情報の共有をします。

評価・改善に当たっての留意点は？

評価

- 指導の結果、指導目標が達成されたかどうかを確認します。指導目標に照らして、「～が、…できた。」というように児童生徒の行動の形で表現します。
- 通常の学級の担任等と一緒に児童生徒の変容を確認しながら評価することが有効です。
- 指導の改善に生かすため、指導目標が達成された場合も、されなかった場合も「**なぜそうなったのか**」という要因を考察することが大切です。

改善

- 評価に応じて、必要な指導の改善を図ります。そ

の際には、必ず実態の再確認から始めます。最初の時点と比べると、うまくいっているところだけでなく、つまずいているところも変化しています。

「うまくいっているところは広がっているか」、
「つまずいているところでも、状況がよくなっているところはないか」というように、新たな目で子どもの学習面と生活面の全体状況を把握します。

○学習面と生活面の全体状況を把握する際にも、通常の学級の担任等と一緒にいき、指導の改善を図れるようにします。



評価・改善も通常の学級の担任等と連携しながら進めます。

自立活動とはどのような教育活動か？

- 自立活動は、特別支援学校の指導領域の一つです。
特別支援学校学習指導要領には、自立活動の目標が示されています。

自立活動の目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

- 目標で述べられている「自立」とは、児童生徒がそれぞれの障害の状態や発達の段階に応じて、**主体的に自己の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていこうとすることを意味しています。**

○自立活動の指導では、**主体的**に自分の力を発揮し、
よりよく生きていこうとする**児童生徒の意欲**を
引き出すことが大切です。

○学習指導要領に示されている自立活動の内容は
6区分 27 項目から成り立っています。



**自立活動は、障害による学習上又は生活上の困難
を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育
活動です。**

自立活動の6区分 27 項目とは？

○自立活動の 6 区分 27 項目を以下に示します。

1 健康の保持

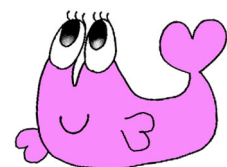
- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事
- (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事
- (5) 健康状態の維持・改善に関する事

2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関する事
- (2) 状況の理解と変化への対応に関する事
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事

3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事
- (2) 他者の意図や感情の理解に関する事
- (3) 自己の理解と行動の調整に関する事
- (4) 集団への参加の基礎に関する事



4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関する事
- (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事
- (4) 身体の移動能力に関する事
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事

6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事
- (2) 言語の受容と表出に関する事
- (3) 言語の形成と活用に関する事
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事



6区分 27 項目を一人の児童生徒にすべて行うのではありません。個々の児童生徒に必要な項目を選び、それらを関連付けて指導を行います。

自立活動の「1 健康の保持」とは？

生命を維持し、日常生活を行うために必要な健康状態の維持・改善を身体的な側面を中心として図る観点からの内容です。

(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること

体温の調節、覚醒と睡眠など健康状態の維持・改善に必要な生活のリズムを身に付けること、食事や排せつなどの生活習慣の形成、衣服の調節、室温の調節や換気、感染予防のための清潔の保持など健康な生活環境の形成を図ることです。

(2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること

自分の病気の状態を理解し、その改善を図り、病気の進行の防止に必要な生活様式について理解を深め、それに基づく生活の自己管理ができるようにすることです。

(3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること

病気や事故等による神経、筋、骨、皮膚等の身体各部の状態を理解し、その部位を適切に保護したり、症状の進行を防止したりできるようにすることです。

(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること

自己の障害にどのような特性があるのか理解し、それらが及ぼす学習上又は生活上の困難についての理解を深め、その状況に応じて、自己の行動や感情を調整したり、他者に対し

て主体的に働きかけたりして、より学習や生活をしやすい環境にしていくことです。

(5) 健康状態の維持・改善に関すること

障害のため、運動量が少なくなったり、体力が低下したりすることを防ぐために、日常生活における適切な健康の自己管理ができるようにすることです。

○通級による指導では、次のような指導が考えられます。

周囲のことに気が散りやすく整理・整頓などの習慣が身についていない児童生徒に対し、負担過重とならない程度の課題を設定し、それらに取り組むよう指導する。

自閉症のある児童生徒で、感覚の過敏さがあり、大きな音がすると情緒が不安定になることがある場合、自分から別の場所に移動したり、音量の調節をしてもらうことを他者に依頼したりするなど、自ら刺激の調整を行い、気持ちを落ち着かせることができるよう指導する。

口蓋裂の既往歴のある児童生徒に対して、丁寧な歯磨きを心掛けさせ、自ら健康管理ができるよう指導する。

実際の指導については、国立特別支援教育総合研究所のWebサイト(<http://www.nise.go.jp/cms/sitemap.html>)などが参考にできます。

自立活動の「2 心理的な安定」とは？

自分の気持ちや情緒をコントロールして、変化する状況に適切に対応するとともに、障害によって起こる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する意欲の向上を図り、自分のよさに気付く観点からの内容です。

(1) 情緒の安定に関すること

情緒の安定を図ることが困難な児童生徒が、安定した情緒の下で生活できるようにすることです。

(2) 状況の理解と変化への対応に関すること

場所や場面の状況を理解して心理的抵抗を軽減したり、変化する状況を理解して適切に対応したりするなど、行動の仕方を身に付けることです。

(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること

自分の障害の状態を理解したり、受容したりして、主体的に障害による学習上又は生活上の

困難を改善・克服しようとする意欲の向上を図ることです。

○通級による指導では、次のような指導が考えられます。

自分の行動を注意されたときに、反発して興奮を静められなくなる児童生徒の場合、自分を落ち着かせることができる場所に移動して、その興奮を静めることや興奮を収める方法があることを教え、それらが実際にできるよう指導する。

失敗経験から自信を失い、情緒が不安定になりやすい場合、自分の良さに気付いたり、本人が得意なことを生かして課題をやり遂げるよう支援し、成功したことを褒めることで自信がもてたり、自分の良さに気付いたりできるよう指導する。

選択性かん黙の児童生徒に対して、本人が安心して参加できる集団構成や活動内容等を工夫したり、教師が付き添って適切な援助を行ったりするなどして、情緒の安定を図りながら、それぞれの場面に対応できるよう指導する。

吃音のある児童生徒の場合、教師との安心できる関係の中で、楽しく話す体験を多くもつこと、様々な話し方や読み方を体験したり、自分の得意なことに気付かせて自信をもたせたりすること等とおして、吃音を自分なりに受け止め、積極的に学習等に取り組むことができるように指導する。

実際の指導については、国立特別支援教育総合研究所のWebサイト(<http://www.nise.go.jp/cms/sitemap.html>)などが参考にできます。

自立活動の「3 人間関係の形成」とは？

自他の理解を深め、対人関係を円滑にし、集団参加の基盤を培う観点からの内容です。

(1) 他者とのかかわりの基礎に関すること

他者に対する基本的な信頼感をもち、他者からの働きかけを受け止めて、それに応えることができるようにすることです。

(2) 他者の意図や感情の理解に関すること

他者の意図や感情を理解し、場に応じた適切な行動をとることができるようにすることです。

(3) 自己の理解と行動の調整に関すること

自分の得意なことや不得意なこと、自分の行動の特徴などを理解し、集団の中で状況に応じた行動ができるようになることです。

(4) 集団への参加の基礎に関すること

集団の雰囲気に合わせてたり、集団に参加するための手順やきまりを理解したりして、遊びや集団活動などに積極的に参加できるようになることです。

○通級による指導では、次のような指導が考えられます。

言葉を字義通りに受け止めてしまい、行動や表情に表れている相手の真意を読み取ることが難しい場合、生活の様々な場面を想定し、その場面での相手の言葉や表情等から気持ちや考えを推測するような指導を通して、他者とかかわる際の具体的な方法を身に付けられるよう指導する。

課題に取り組んでもできなかった経験等から、自己に肯定的な感情をもつことができない状態に陥っている場合、達成感を味わうことができるような活動を設定すると共に、自己を肯定的に捉えられるよう指導する。

友達との会話の背景や経過を類推することが難しく、集団活動に積極的に参加できない場合、日常的によく使われる友達同士の言い回しや分からないときの尋ね方などを指導する。

実際の指導については、国立特別支援教育総合研究所のWebサイト (<http://www.nise.go.jp/cms/sitemap.html>) などが参考にできます。

自立活動の「4 環境の把握」とは？

感覚を有効に活用し、周囲の状況を把握したり、環境と自己との関係を理解したりして、的確に判断し、行動できるようにする観点からの内容です。

(1) 保有する感覚の活用に関すること

保有する視覚、聴覚、触覚などの感覚を十分に活用できるようにすることです。

(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること

障害のある児童生徒の感覚や認知の特性を踏まえ、自分に入ってくる情報を適切に処理できるようにするとともに、特に自己の感覚の過敏さや認知の偏りなどの特性について理解し、適切に対応できるようにすることです。

(3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること

保有する感覚を用いて状況を把握しやすくするよう各種の補助機器を活用できるようにしたり、他の感覚や機器での代行が的確にできるようにしたりすることです。

(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること

いろいろな感覚やその補助及び代行手段を総合的に活用して、情報を収集したり、環境の状況を把握したりして、的確な判断や行動ができるようにすることです。

(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること

ものの機能や属性、形、色、音が変化する様子、空間・時間等の概念の形成を図ることによって、それを認知や行動の手掛かりとして活用できるようにすることです。

○通級による指導では、次のような指導が考えられます。

聴覚や触覚の過敏さのために、ある刺激を不快に感じたり、それによって混乱状態に陥ってしまったりする場合、原因となる音や感触を自ら避けたり、少しずつ慣れていったりできるよう指導する。

視知覚の特性により、文字の判別が難しく、似た文字を読み間違えたり、文節を把握することに困難さがみられたりする場合、本人にとって読み取りやすい書体を確認したり、文字間や行間を広げたりして負担を軽減しながら新たな文字を習得していく方法を身に付けるよう指導する。

書かれた文章を理解したり、文字を書いて表現したりすることは苦手だが、聞けば理解できたり、図や絵等を使えば効率的に表現することができたりする場合、本人が理解しやすい学習方法を様々な場面にどのように用いればいいのかを学んで、積極的に取り入れていくように指導する。

左右などの概念を理解することが難しい場合、様々な場面で見たり触ったりする体験的な活動で「右」「左」という言葉と関連付けながら指導し、位置や方向に対する概念の形成を図れるようにする。

実際の指導については、国立特別支援教育総合研究所のWebサイト(<http://www.nise.go.jp/cms/sitemap.html>)などが参考にできます。

自立活動の「5 身体の動き」とは？

日常生活や作業に必要な基本動作を習得し、生活の中で適切な身体の動きができるようにする観点からの内容です。

(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること

日常生活に必要な動作の基本となる姿勢保持や上肢・下肢の運動・動作の改善及び習得、関節の拘縮や変形の予防、筋力の維持・強化を図ることです。

(2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する こと

姿勢の保持や各種の運動・動作が困難な場合、様々な補助用具などの補助的手段を活用してこれらができるようにすることです。

(3) 日常生活に必要な基本動作に関すること

食事、排せつ、衣服の着脱、洗面、入浴などの身辺処理及び書字、描画等の学習のための動作などの基本動作を身に付けることができるようにすることです。

(4) 身体の移動能力に関すること

自力での身体移動や歩行、歩行器や車いすによる移動など、日常生活に必要な移動能力の向上を図ることです。

(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること

作業に必要な基本動作を習得し、その巧緻性や持続性の向上を図るとともに、作業を円滑に遂行する能力を高めることです。

○通級による指導では、次のような指導が考えられます。

自分でも気付かない間に座位や立位の姿勢が大きく崩れてしまう場合、姿勢を整えやすいような机や椅子を使用することや姿勢保持のチェックポイントを示すなどして、自分でも確認できるよう指導する。

物事に集中して取り組むことが難しい児童生徒に対して、周囲の環境を整えて情緒の安定が図れるよう指導したり、注目させたい部分を視覚でとらえやすいよう色を変えて提示したりする。

微細な運動に困難のある児童生徒に対して、興味や関心をもっていることを生かしながら、道具等を使って手指を動かす体験を積み重ねられるよう指導する。

実際の指導については、国立特別支援教育総合研究所のWebサイト (<http://www.nise.go.jp/cms/sitemap.html>) などが参考にできます。

自立活動の「6 コミュニケーション」とは？

場や相手に応じて、コミュニケーションを円滑に行うことができるようにする観点からの内容です。

(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること

児童生徒の障害の種類や程度、興味・関心等に応じて、表情や身振り、各種の機器などを用いて意思のやりとりが行えるようにするなど、コミュニケーションに必要な基礎的な能力を身に付けることです。

(2) 言語の受容と表出に関すること

話し言葉や各種の文字・記号等を用いて、相手の意図を受け止めたり、自分の考えを伝えたりするなど、言語を受容し表出することができるようにすることです。

(3) 言語の形成と活用に関すること

コミュニケーションを通して、事物や現象、自己の行動等に対応した言語の概念の形成を図り、体系的な言語を身に付けることができるようにすることです。

(4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること

話し言葉や各種の文字・記号、機器等のコミュニケ

ーション手段を適切に選択・活用し、コミュニケーションが円滑にできるようにすることです。

(5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること

場や相手の状況に応じて、主体的にコミュニケーションを展開できるようにすることです。

○通級による指導では、次のような指導が考えられます。

話を聞く態度が身に付いていない児童生徒に対して、話す人を見たり、うなずきながら話を聞いたりできるよう指導する。

言語障害のある児童生徒に対して、音を弁別する力や自分の発音をフィードバックする力、構音運動を調整する力等が高められるよう指導する。

吃音のある児童生徒に対して、吃音にとらわれずに自分の気持ちや考えを表現できるよう指導する。

話の内容を記憶して前後の関係を比較、類推することが難しい児童生徒の場合、自分で話の内容をまとめながら聞くことや分からないときには聞き返すことなどを指導する。

状況を考えずに自分中心に話をしてしまう児童生徒の場合、周囲の状況に関する適切な情報を得たり、場の雰囲気を読み取ったりできるよう指導する。

実際の指導については、国立特別支援教育総合研究所のWebサイト (<http://www.nise.go.jp/cms/sitemap.html>) などが参考にできます。

自立活動の指導目標はどのように立てたらよいか？

- 障害による学習上又は生活上の**困難は、児童生徒一人一人によって違います**。それに応じて自立活動の指導目標を立て、**個別の指導計画**に書き入れます。
- 実態把握において**児童生徒のうまくいっているところ、つまずきながらも力を発揮しているところ**を見取り、**それを伸ばす**よう目標を設定します。児童生徒の学校における学習や生活が**より充実するよう**な観点から設定します。
- そうすることで、児童生徒が**主体的**に課題に取り組めるようになります。
- 次のページは、適切な指導目標や具体的な指導内容を設定する際の手掛かりとなるよう、手順やポイントを示したものです。

＜自立活動における指導目標・指導内容の設定シートの例＞

学年・学級	年・学級	氏名	診断名
-------	------	----	-----

＜昨年度末の指導状況＞

指導目標	
指導内容	
評価	

1 実態把握

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
○うまくいっているところ(興味・関心、得意なこと等) ●つまづいている中でもうまくいっているところ(支援があればできる等)					
本人・保護者の願い					
3年後目指す姿					

2 中心的な課題の抽出とその理由

つまづきの背景要因		
中心的な課題		主な観点
理由		・系統性 ・必要性 ・実現性 ・関連性 ・適時性

3 指導目標の設定

長期目標	
短期目標	

4 目標達成のための必要な内容(項目)の選定

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
☐ 生活リズムや生活習慣の形成 ☐ 病気の状態の理解と生活管理 ☐ 身体各部の状態の理解と養護 ☐ 障害の特性の理解と生活環境の調整 ☐ 健康状態の維持・改善	☐ 情緒の安定 ☐ 状況の理解と変化への対応 ☐ 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲	☐ 他者とのかかわりの基礎 ☐ 他者の意図や感情の理解 ☐ 自己の理解と行動の調整 ☐ 集団への参加の基礎	☐ 保有する感覚の活用 ☐ 感覚や認知の特性についての理解と対応 ☐ 感覚の補助及び代行手段の活用 ☐ 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動 ☐ 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成	☐ 姿勢と運動・動作の基本的技能 ☐ 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用 ☐ 日常生活に必要な基本動作 ☐ 身体の移動能力 ☐ 作業に必要な動作と円滑な遂行	☐ コミュニケーションの基礎的能力 ☐ 言語の受容と表出 ☐ 言語の形成と活用 ☐ コミュニケーション手段の選択と活用 ☐ 状況に応じたコミュニケーション

5 具体的な指導内容の設定

指導場面				重視した配慮点	☐ 主体的 ☐ 意欲の喚起 ☐ 進んだ側面 ☐ 環境調整 ☐ 自己選択・自己決定 ☐ 学習の意味
指導内容と手立て					



自立活動の指導に当たっては、児童生徒一人一人の的確な実態把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、適切な指導目標や指導内容を設定することが必要です。

「手引」P. 66

このシートは、栃木県総合教育センターのWebサイト「教材研究のひろば」からダウンロードできます。

自立活動の具体的な指導内容を設定する際の留意点は？

○自立活動の指導では、6区分 27 項目を一人の児童生徒に全て行うものではありません。個々の児童生徒に必要な項目を選定し、それらを関連付けて指導を行います。

その際の留意点は次のとおりです。

- ①**児童生徒が主体的に取り組む指導内容を取り入れます。**
 - ・児童生徒が興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうとともに、自己を肯定的にとらえることができるような指導内容を取り上げます。
- ②**障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服の意欲を喚起する指導内容を取り入れます。**
 - ・実際の経験などを生かした具体的な学習活動をととして児童生徒の意欲を高めます。
- ③**発達の進んでいる側面をさらに伸ばすことによって発達の遅れている側面を補うことができるような指導内容を取り入れます。**
 - ・発達の進んでいる側面をさらに促進させることによって、児童生徒の自信を高め、遅れている側面への取組の意欲付けを行います。

④児童生徒自らが環境を整える指導内容を取り入れます。

- ・活動しやすくなるように児童生徒が自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるよう指導します。

⑤自己選択・自己決定を促す指導内容を取り入れます。

- ・児童生徒が指導目標を自覚し、改善・克服するための方法等について、自ら選んだり物事を決定して実行したりすることは、学びを深め確実な習得を図ることに繋がります。

⑥自立活動を学ぶことの意義について考えさせるような指導内容を取り入れます。

- ・児童生徒が、自立活動における学習の意味を将来の自立や社会参加に必要な資質・能力との関係において理解し、取り組めるような指導内容を取り上げます。



児童生徒が主体的に取り組むことができる指導内容を取り入れます。

障害種ごとの指導内容例は？

言語障害

○指導の対象となる障害の程度

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他、これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも

○構音の改善にかかわる指導

- ・正しい音の認知や模倣に関する指導
- ・口や舌などの動きの調整に関する指導
- ・発音・発語の指導

○話し言葉の流ちょう性の改善に関する指導

- ・子どもの興味・関心に応じた自由な遊びや会話をとおして、楽に話す指導

自閉症

○指導の対象となる障害の程度

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

○円滑なコミュニケーションのための知識・技能を身に付けるための指導

- ・ 実際の生活や学習で生かせるようにする指導
- ・ 学校の決まりや適切な人間関係を維持するための社会的ルールの理解を目指した指導

情緒障害

○指導の対象となる障害の程度

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

○情緒障害の状態になった時期やその要因などに応じた指導

- ・ 相談を中心とし、児童生徒との信頼関係を築く指導
- ・ 学校生活等の緊張を和らげるための指導
- ・ 学習空白による遅れなどを補いながら、心理的な不安定の解消を図り、自信を回復する指導

難聴

○指導の対象となる障害の程度

補聴器の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

○保有する聴力の活用を優先した指導

- ・補聴器等を適切に装着する指導
- ・聴く態度の育成、聞き取りの練習、音声の聴取及び弁別の指導

○言語指導

- ・日常の話し言葉の指導
- ・語いの拡充や言語概念の形成を図る指導
- ・日記等の書き言葉の指導

○通常の学級における学習や生活を円滑に行うための指導

- ・自分のよさに気付いたり、自信がもてるようにしたりして、心理的な安定を図る指導
- ・メモ帳やホワイトボード等を使って意思を伝え合う指導

学習障害

○指導の対象となる障害の程度

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

○聞くことの指導

- ・興味・関心のある題材等を活用して注意を持続できるようにしたり、教師が音量に配慮したりして注意深く話を聞くことができるような指導

○話すことの指導

- ・あらかじめ話したい内容をメモしておくなどの工夫をし、書かれたものを見ながら自信をもって話ができるような指導

○読むことの指導

- ・書いてある文字をゆっくり見極めながら音読する指導や漢字やアルファベットを大きくするなどして細かな形の違いを見極めながら読む指導
- ・指示語の理解を図る指導や書かれた事実を正確にとらえることができるような指導、図解から主題や要点をとらえることができるような指導

○書くことの指導

- ・間違えやすい漢字やアルファベットの例示を見るなどして本人が意識しながら正確に書く指導
- ・経験を思い出しながらメモし、それを見ながら文章を書く指導

○計算することの指導

- ・身近な事象をもとに、数概念を形成する指導や数概念を確認しながら計算力を高める指導
- ・文章の内容が図で表されたものを見て、その意味を理解しながら文章題を解く指導

○推論することの指導

- ・図形を弁別する指導や空間操作能力を育てる指導
- ・算数や数学で使われる用語（左右、幅、奥行き等）を理解できるようにする指導
- ・位置関係を理解できるようにする指導

注意欠陥多動性障害

○不注意な間違いを減らすための指導

- ・いくつかの情報の中から必要な物に注目する指導
- ・作業が終わったら必ず確認することを習慣づける指導

○注意を集中し続けるための指導

- ・一つの課題をいくつかの段階に分割して、視覚的に課題の見通しを確認できるようにする指導

○指示に従って、課題や活動をやり返げるための指導

- ・指示の内容が分からないときには助けを求める指導
- ・課題の内容や活動の量の工夫を行い、最後までやり遂げることができるようにする指導

○忘れ物を減らすための指導

- ・児童生徒に合ったメモの仕方を学ばせ、忘れやすい物を所定の場所に入れるなどの指導
- ・家庭と連携しながら決まりごとを理解し、それを徹底することにより定着を図る指導

○順番を守ったり、最後までよく話を聞いたりするための指導

- ・決まりごとの内容と意義を理解させ、それらの徹底を図る指導



児童生徒のつまずきの要因を明らかにして指導することが大切です。

通級指導教室経営の実際

- ・ 通級指導教室の 1 年間は？52
- ・ 就学時健康診断から入学後の指導開始までの
手続きは？54
- ・ 在籍児童生徒の指導開始と終了手続きは？55
- ・ 教室環境で留意することは？58

通級指導教室の１年間は？

○学校により異なるところもありますが、以下の例の通りです。※ここでは3学期制の例を示しています。

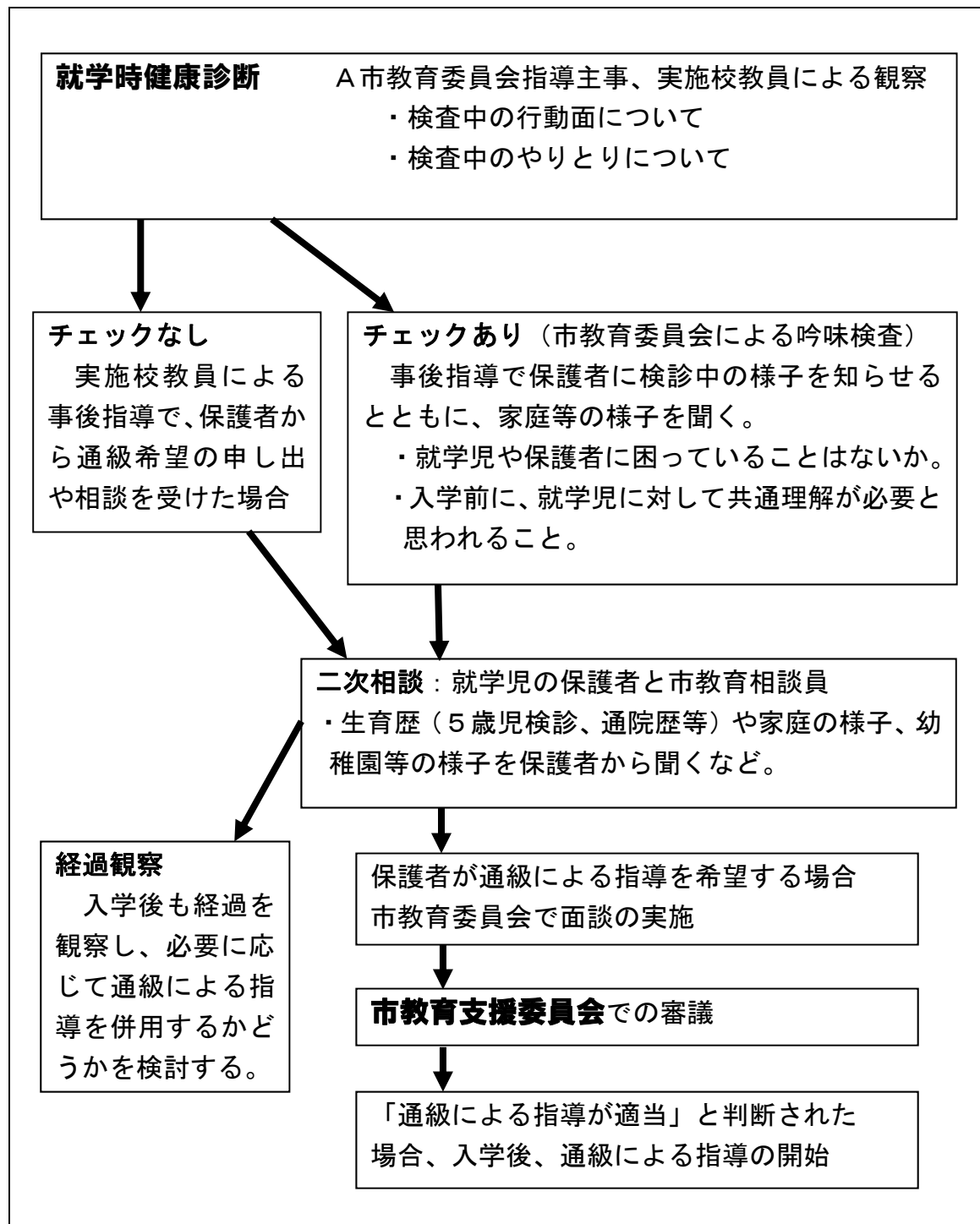
項目/月		4	5	6	7・8	9
学校行事など		・始業式 ・入学式 ・授業参観 ・保護者会 ・身体計測	・家庭訪問 ・新体力テスト ・避難訓練	・修学旅行 ・教育相談 ・職場体験活動（中学校）	・授業参観 ・保護者会 ・終業式 ・高等学校体験学習（中学校）	・始業式 ・運動会
教室事務など		・教育課程の編成 ・教室環境の整備 ・通級希望届けの提出 ・時間割作成	・教育課程の提出 ・在籍学級への訪問	・在籍学校への訪問（他校通級の場合）	・保護者への指導報告書作成 ・在籍校への訪問（他校通級の場合）	・運動会の練習についての支援
個別の指導計画		・小学校や前学年等から引継ぎがあった内容の確認	・「個別の指導計画」の作成・活用		・「個別の指導計画」の評価・改善	
就学事務関係	校内	・通級相談				・校内教育支援委員会
	市町		・相談・見学			
調査・研修会など		・市町教委、事務所主催の研修会への参加	・通級による指導実施状況調査			

○通級による指導を併用している児童生徒の保護者を対象とした親の会が設置されている地区もあり、研修会や親子レクリエーションなどが行われている場合があります。

10	11	12	1	2	3
・就学時健康診断 ・校外学習 ・文化祭（中学校）	・避難訓練 ・職場体験活動（中学校）	・授業参観 ・保護者会 ・終業式	・始業式 ・避難訓練	・授業参観 ・保護者会 ・一日入学 ・立志式（中学校）	・卒業式 ・修了式
	・在籍学校への訪問（他校通級の場合）	・保護者への指導報告書作成		・指導要録への記載事項作成 ・次年度に向けての確認（指導継続または終了）	・保護者への指導報告書作成
		・「個別の指導計画」の評価・改善			・「個別の指導計画」の評価 ・「個別の指導計画」を用いた引継ぎの準備
・相談・見学 ・就学児の個別検査	・市町教育支援委員会		・就学児早期教育相談		

就学时健康診断から入学後の指導開始までの手続きは？

○A市の例を紹介します。



在籍児童生徒の指導開始と終了手続きは？

○通級による指導の開始及び終了の手続きは、通級指導教室が設置されている市町教育委員会によって決められています。

○通級による指導の開始及び終了の際に、以下の文書が作成されます。

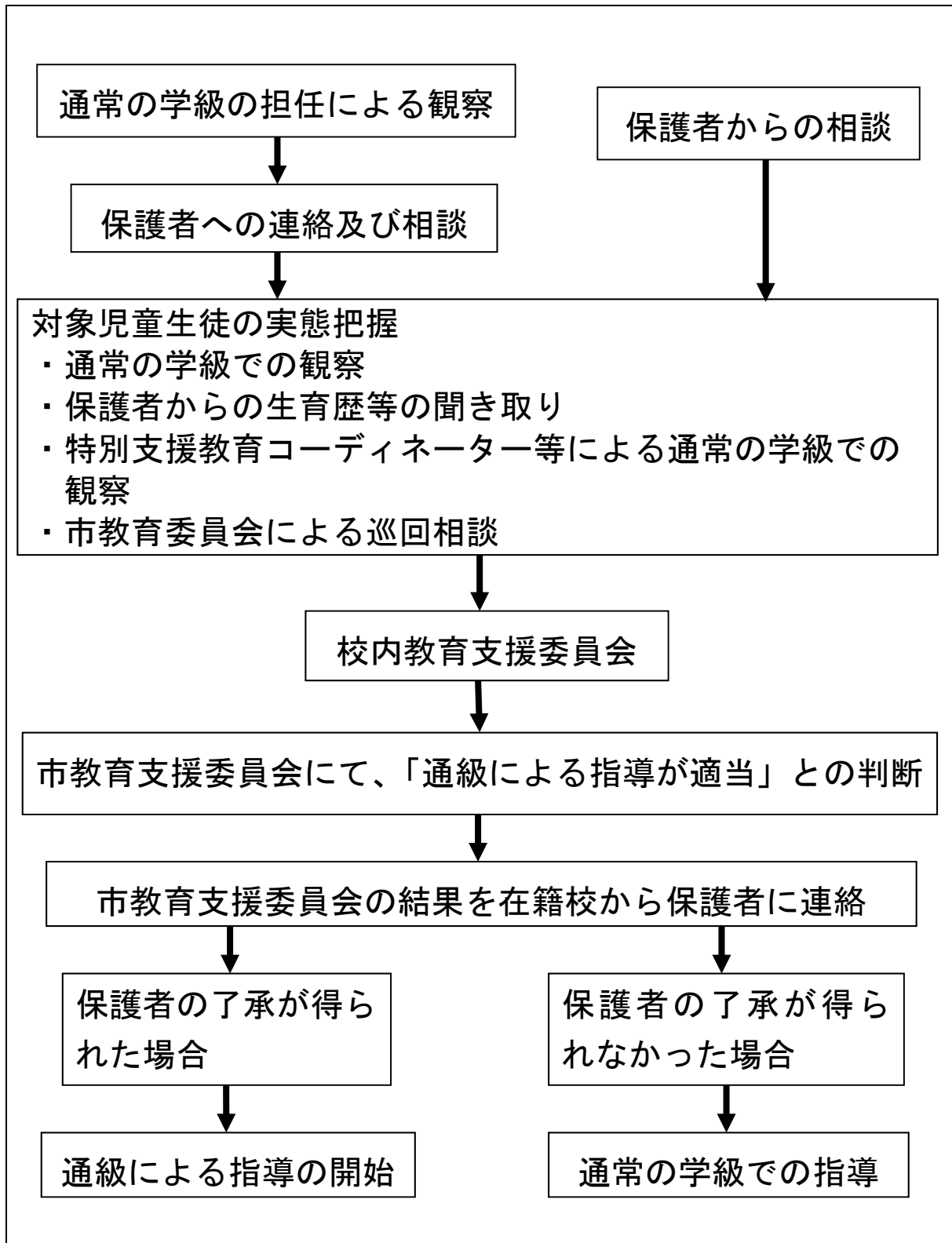
＜例＞通級による指導の開始

作成文書	作成者	送付先
通級指導願 (申請書)	保護者	在籍学校長
通級による指導 の開始 (開始通知)	市町教育委員会	保護者 在籍学校長 通級指導教室設置学校長 (他校通級の場合)

＜例＞通級による指導の終了

作成文書	作成者	送付先
通級による指導 の終了 (終了通知)	市町教育委員会	保護者 在籍学校長 通級指導教室設置学校長 (他校通級の場合)

＜例＞通級による指導が必要と思われる児童生徒
についての支援の流れ（A市の例）



○年度末に、児童生徒の状況を保護者や通常の学級の担任と確認した上で、次年度も指導を継続するか終了するかを在籍校の校内教育支援委員会で話し合います。

○他校通級の児童生徒については、在籍校の特別支援教育コーディネーターに、次年度の通級による指導の必要性の有無についての確認を依頼します。

○通級指導教室設置校では、年度末に通級による指導の様子をまとめ、通級による指導を受けている児童生徒の在籍校に送付します。

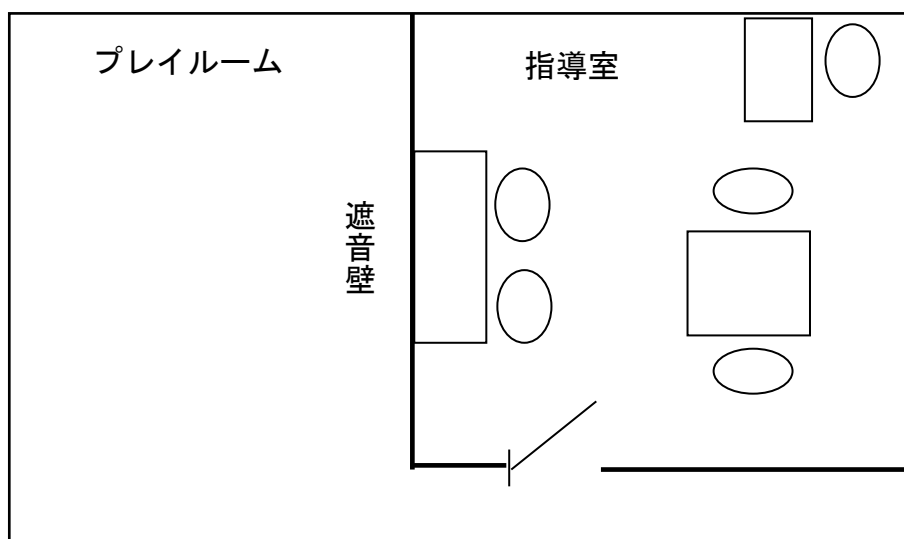


**児童生徒の障害の状態が改善された場合には、
年度途中でも指導を終了することができます。**

教室環境で留意することは？

<言語障害通級指導教室>

○指導教室は、一対一の指導に応じた広さの部屋が適切です。聞き取りや発音の練習が行われるので、外部音を遮断できる環境が望ましいです。



発音の練習には鏡が必要です。児童生徒と担当者の顔が一緒に写る大きさのものがよいでしょう。

録音再生機器も必要です。



壁面の掲示は、学習に必要なもののみとし、児童生徒の視界の中に余計な刺激が入らないように、すっきりさせます。



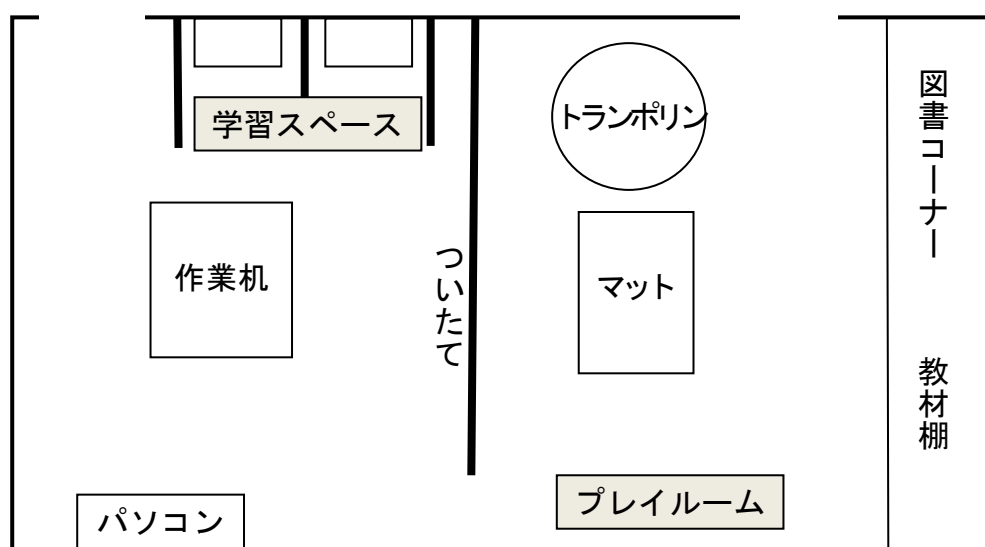
プレイルームでは、運動機能全般を高めたり、ゲームを行いながら、発話を促したりする活動を行います。

○保護者に指導状況を説明したり、家庭での協力を依頼したりするときは、指導の様子を参観していただきます。

○保護者が同席することで、児童生徒の集中力がそれる場合には、別室で待機していただくこともあります。

＜自閉症通級指導教室の場合＞

○児童生徒が学習に集中できる環境を整える必要があります。活動に応じた空間を確保するため、可動式のついたてなどを活用することが考えられます。



＜学習スペース＞

集中できるように、ついたてを利用したり、前面に掲示物をはらないようにしたりします。



＜作業机＞

児童生徒と担当者と話し合いながら活動する時にも利用します。



＜プレイルーム＞

遊びやゲームを通してルールなどを学習します。児童生徒の気分転換にも利用します。



＜図書コーナー＞

児童生徒の興味や関心に応じた絵本や図鑑などを用意しておきます。



＜教材棚＞

児童生徒が片付けをしやすいように、棚の奥に教材の写真を貼っています。



**児童生徒の実態に応じた安全で過ごしやすい
教室環境が大切です。**

通級による指導の実際

(言語障害のある児童生徒)

- ・主訴が「発音の問題」の場合、実態把握の方法には
どのようなものがあるか？64
- ・「聞く力」を育てる指導にはどのようなものがあるか？
.....66
- ・「カ行・ガ行」の構音指導はどのように進めたらよいか？
.....68
- ・「サ行」の構音指導はどのように進めたらよいか？
.....72
- ・吃音の指導はどのように進めたらよいか？74
- ・語いを増やすための指導にはどのようなものがあるか？
.....76
- ・文字を読む指導と読んで分かる指導をどのように
進めたらよいか？78

主訴が「発音の問題」の場合、実態把握の方法にはどのようなものがあるか？

○初回面接では、主訴に関する実態把握の他、保護者や通常の学級の担任からの聞き取りも併せて行い、児童生徒の状況を多面的に理解するようにします。

○「発音の問題」に関しては、次のような実態把握の方法があります。

①構音検査(誤りのある音の特定と程度の把握)を行う。

- ・絵カードの名前を言う。
- ・検査者のまねをする（一音ずつ→連続音→短文）。
- ・自由に話す様子から構音の状況を観察する。等

②音を聞き分ける力(正音と誤り音)を把握する。

- ・単音の聞き分け（文字の指さし）
- ・違う音は何番目か（「かかた」「かたかか」）等

③誤りのある音について、検査者の口元に注意を向け、まねができるかを確認する。

④音を聞いて覚える力(長さ)を把握する。

- ・ 無意味音節を聞いて、まねをする。
ぱ/まが/ばなぱ/ばなかだ/……
- ・ 数詞を聞いて、まねをする。
5/26/372/5427/39765/……
- ・ 8種類程度の絵を見ながら聞こえた単語を指さす。
はと/きんぎょ・とけい/…… 等

⑤構音器官の状況を確認する。

- ・ 舌の形態（長さ）や機能（上下左右の動き）
- ・ 呼気（吐く息）の持続時間や呼気量の調整
- ・ 不整咬合や構音時に下顎が左右に動く等の癖
- ・ C S S 機能（噛む、吸う、飲む）の様子 等

⑥言語理解に関する検査を行う。

○保護者からの聞き取りには、次のような項目が考えられます。

- ・ 生育歴 ・ 病歴 ・ 相談歴 ・ 身辺自立の様子
- ・ うまくいっているところ（長所や得意なこと、好きなこと）
- ・ つまずいている中でもうまくいっているところ（～の時はできる、〇〇があればできる等）
- ・ ことばへの自己理解（気にしているか）
- ・ 家族とのかかわり等の家庭での様子
- ・ 通級による指導に対する家族の考え 等

「聞く力」を育てる指導にはどのようなものがあるか？

○通級による指導を併用している児童生徒の主訴は、「発音」「話し方」「語い」などさまざまですが、児童生徒の中には、**その背景に「聞く力(聴覚的認知力:音を聞き取る、聞き分ける、聞いて覚える)」の困難さを抱えている場合があります。**

○児童生徒の「聞く力」の実態を正しく把握し、必要に応じて、「聞く力」を育てる指導を行います。

○児童生徒の「つまづいているところ」へのアプローチなので、自信を失ったり、意欲が低下したりしないように、

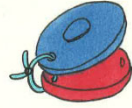
- ・ 児童生徒が**興味関心をもてる課題**を
- ・ **視覚的な課題提示や操作**をしながら
- ・ **できるところから少しずつ**

本人の思いを大切にしながら取り組めるようにします。

<指導の具体例>

☆おとは いくつ?(音を聞き取る力)

- ・ 児童生徒が好きな楽器などを用い、音が何回鳴ったかを数える。

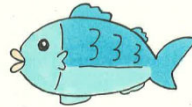


☆ただしいのは?(音を聞き分ける力)

- ①通級担当教員のことばを聞いて○×カードを出す。

「さかな」 ○

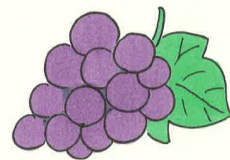
「さたな」 ×



- ②違う音は何番目が答える。

「かたか」「かかた」「かたかか」「かかかたか」
等

☆ことばと音韻(音と文字を結びつける力)



- ・ いくつの音でできているかな? → 「3つ」
- ・ どんな音でできているかな? → 「ぶ」「ど」「う」
- ・ 「ど」は、何番目の音かな? → 「2番目」

「力行・ガ行」の構音指導はどのように進めたらよいか？

ステップ 1

○「力行・ガ行」について、正しい音と、自分が構音している音の聞き分けを行います。

ステップ 2

○「力行・ガ行」の音の構音に必要な口腔機能を高める活動を行います。

- ・ ガラガラうがいをする。
- ・ 口を大きく開けて「んー」と言う。
- ・ スポイト等で、舌の奥に 1～2 滴水を落とし、数秒ためてからやや強く息を出す。（クに近い無声音：k）

<「力」「ガ」の誘導法の例>

方法1 「ん～が」からの「ガ」の誘導

- ①口を大きく開け、舌の前の部分が下顎（下の歯）についていることを確認する。（指導者と並んで鏡を見ながら）
- ②口を開けたまま「んー」と声を出し、そのまま喉の奥から息を強く出すことを意識して「んが」と声を出す。その時、前舌と下顎が動かないようにする。（出にくい時は上を向くようにするとよい）



方法1で「ガ」が出始めた場合、ガ行音から力行音の移行は比較的容易にできることが多いので、**ステップ3・4**も含めてガ行音を先に行うと効果的です。

方法2 前舌を押さえて「カ」を誘導

- ①鏡の前に指導者と隣り合わせで座り、「カ」と「タ」の舌の動きの違いを一緒に確認する。
カ：舌の前の部分が下顎（下の歯）につく。
タ：舌の前の部分が上顎（上の歯の裏側）につく。
- ②スプーンなどで前舌を押さえながら、「タ」または、「クッア」と声を出してみる。
- ③スプーンなどで押さえていることをイメージしながら②と同様に声を出してみる。

方法3 出ている音の後、母音を変えていく

カ行の中でもすでにできている音がある場合、その母音を徐々に変えていくことで音を増やしていく。

例：「ク」ができている。

ク＋エ→クェ→ケ、ク＋イ→クィ→キ

※注意 カ行・ガ行のうち「カ・コ・ク」「ガ・ゴ・グ」はできるのに、「キ・ケ」「ギ・ゲ」が難しい場合があります。このような場合、舌の動かし方に癖（偏り）がないかどうか、母音の「イ・エ」を発するときの舌の動きを確認する必要があります。舌の動かし方に癖が見られる場合は、上記のことをする前に、その癖をとることから始めるようにします。

ステップ3

○無意味音節

①単音 カ カ カ カ カ

②連続音

ア) 同じ音 カカ カカ カカカ カカカ

イ) 母音との組み合わせ

語頭	ア	ア	語尾	ア	語中	ア
	オ	オ		オ		オ
カ	ウ	ウ	カ	ウ	カ	ウ
	エ	エ		エ		エ
	イ	イ		イ		イ

ウ) 他音との組み合わせ

カ行・ガ行では、タ行・ダ行との組み合わせ(「カタ」「ダカ」等)が難しいので、上達してから行うようにする。

ステップ4

○単音での練習を下記のように段階を踏んで行います。

易 語頭：かに かさ かまきり かぶとむし
↓
語尾：あか さか めだか スポーツカー
難 語中：なかま みかん トナカイ

ステップ5

○「カ行・ガ行」の音が入った単語を集めて短文を作り、それを読んでもみます。

例：おかあさんが たかい カメラを かった。

ステップ6

○以下の段階を踏まえ、音読をします。

意識できるようにするため、練習している音に○をつける。



○がなくても正しく読めるように。



日常会話で使えるように。



構音指導は、改善・克服を目指すものではありませんが、訓練ではなく、児童生徒の主体的な取組を促す活動となるよう指導内容を工夫しましょう。

「サ行」の構音指導はどのように進めたら よいか？

ステップ 1

○「サ行」の正しい音と、自分が構音している音の聞き分けを行います。

ステップ 2

○「サ行」の音の構音に必要な口腔機能を高める活動を行います。

- ・舌の力を抜いて平らに保つ。
- ・10 秒程度のソフトブローイング（呼気の持続）を行う。
- ・ストローを前歯と舌先で支えて息が出せる。（「スの構え」）

○「ス」の誘導法の例を紹介します。

【ストローを挟んで呼気（吐く息）を持続させる】

- ①「ス」の口の構えで、コップに水を入れて吹いたり鏡を息で曇らせたりするなどの遊びをしながら、安定的に息（音）が出るようにする。
- ②呼気を持続させながらストローを抜いたままの口に形で母音「ウ」をつける。
- ③息＋「ウ」の間隔を短くしていく。



「ス」ができるようになったら、その後は母音を変えて「サ・セ・ソ」を誘導するのが一般的ですが、児童生徒の実態に応じて行いましょう。

例：スアー スアー サー / スエー スェー セー
スオー スオー ソー

ステップ3～6

○「力行・ガ行」の指導に準じます。

＜通常の学級の担任や保護者にお願いしたいこと＞

音読で正しく発音できるようになっても、会話では正しく発音できないこともあります。音読は文字を確認しながら発音することができますが、会話は内容を考えることに重きを置くため、発音に関する意識は低下してしまいます。

そこで、正しく発音ができている時には「(苦手な音だったけれど)今、上手に言えていたね」と認め、児童生徒に自信が育つよう励ましの言葉をかけるよう、通常の学級の担任や保護者にお願いすることも大切です。



通級による指導で身につけた力を、日常生活で発揮できるよう、通常の学級の担任等や保護者と連携を図ることが大切です。

吃音の指導はどのように進めたらよいか？

- 「吃音を治す」ことよりも、「**吃音とどう向き合っていくか**」を児童生徒とともに考えることが大切です。
- 通級担当教員は、保護者や通常の学級の担任等が**吃音についての正しい理解**を得られるように説明します。家庭や学校で、児童生徒が吃音のことですらい経験をしないような配慮を依頼します。
- 通級担当教員は、児童生徒が**自分の思いを安心して話すことができるような関係づくり**を行います。
- 個別指導を通して、児童生徒が**自分のよさに気付くようにしたり、自信がもてるようにしたりすることで、自己肯定感が高められるように**します。

○吃音があると、話しにくかったり、音読を苦手に感じたりすることがあります。しかし、吃音があることは決して恥ずかしいことではなく、緊張したり慌てたりしている時は、誰でも吃音となる場合があることを伝え、児童生徒の吃音に対する不安や恐れを軽減できるようにします。

＜指導の具体例＞

本人が改善したいと考えている場合

文章を文節に区切ったり、ゆっくり読んだりする指導を段階的に行う。話し言葉の場合は、「えー」などの連係語等を使って語頭の音がスムーズに言えるような指導を段階的に行う。

本人が音読や話し方の練習に抵抗がある場合

遊びや話し合い等を通して、何でも話せる関係づくりをする。学校生活や家庭等で困ったことや悩みはないか等を話し合いながら、通常の学級の担任や保護者と連絡を取り合い、楽しく生活や学習ができるよう支援する。



「吃音を治す」ことよりも「吃音とどう向き合っていくか」を児童生徒とともに考えていくことが大切です。

語いを増やすための指導にはどのようなものがあるか？

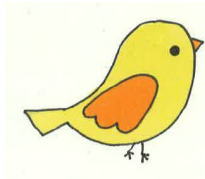
○教材作成や指導の際には、児童生徒にとって**身近で具体的であるもの、興味・関心のあるもの等**を題材にしたり、視覚的手掛かりを活用（視覚的手掛かりが有効である場合）したりして、**児童生徒が主体的に活動できるように工夫**します。

○「とんぼ」「ちょうちょ」というような**名前を覚えるだけでなく、「虫」という概念(まとめる言葉、特徴や様子を表す言葉等)**を育てられるような指導が有効です。

<指導の具体例>

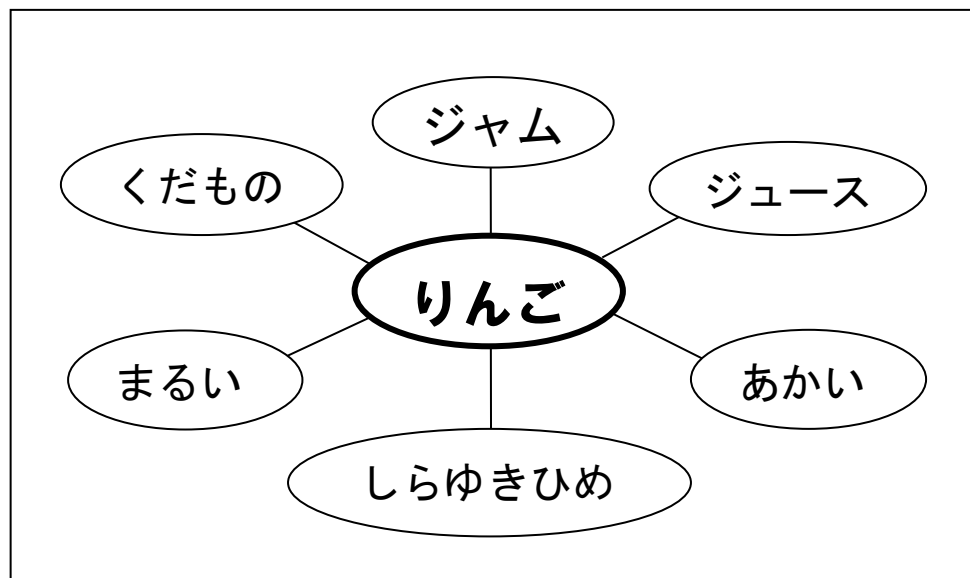
仲間づくり

絵を見て名前を言うだけでなく、仲間となる理由(概念)を話したり、違うものを指摘したりする。



言葉のマップづくり

「りんご」から連想される言葉を児童生徒と話し合いながら記入していく。



言葉遊び

・ なぞなぞ ・ スリーヒントクイズ ・ 連想ゲーム

絵カードの活用

絵カードを使って、

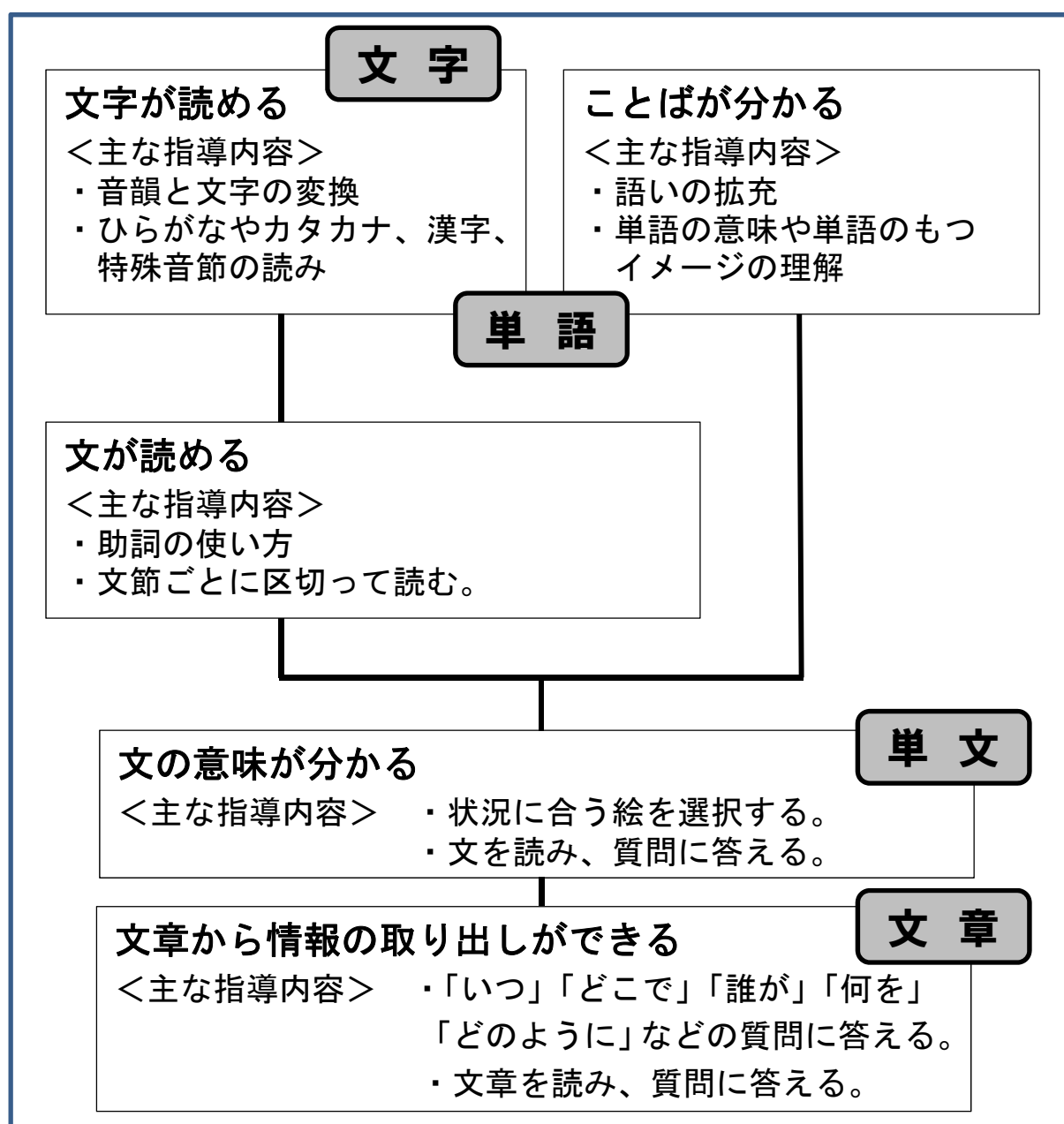
- ・ 指示されたカードを取る。
- ・ 絵カードと同じ動きをする。
- ・ 絵に合う内容を話す。

などの活動ができる。



文字を読む指導と読んで分かる指導をどのように進めたらよいか？

○文字が「読める」から、文章を「読んで分かる（理解する）」への指導の流れの例を紹介します。

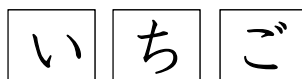


○左図のどの段階までできているかを把握し、児童生徒に必要な指導内容を考えます。

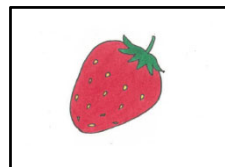
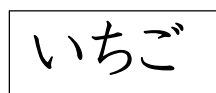
○児童生徒のうまくいっているところを生かして、具体的な指導内容を考えたり、教材を作成したりします。

＜児童生徒の実態に応じた指導の具体例＞

- ①文字 ・ 文字チップで言葉づくり

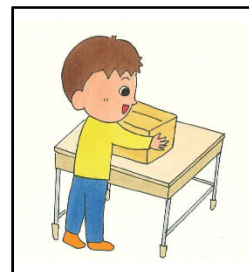
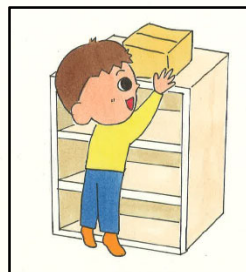


- ②単語 ・ 単語カードと絵カードのマッチング



- ③単文 ・ 似ている状況の絵カードから、説明に合うものを選ぶ。

(例) 子どもが机の上に箱を置く。



- ④文章 ・ 2～4文で構成された文章を読み、質問に答える。

通級による指導の実際

(自閉症等のある児童生徒)

- ・ 話を聞く態度を育てるためには、どのような指導があるか？（小学校 1 年生）82
- ・ 自分の気持ちを相手に伝える力を育てる指導とは？（小学校 2 年生）84
- ・ 自分に適した方法でかけ算の習得を目指し、自己肯定感を高める指導とは？（小学校 4 年生）86
- ・ 見通しをもって運動会に参加できるようになるための指導とは？（中学校 1 年生）88
- ・ 自分が得意な活動を通して、自分に自信をもつことができるようになる指導とは？（中学校 2 年生）90
- ・ 自分の気持ちを相手に伝える力を育てる指導とは？（中学校 2 年生）92

話を聞く態度を育てるためには、どのような指導があるか？（小学校1年生）

通常の学級での様子 ◎うまくいっているところ

◎口頭による指示を理解して行動できる。

◎日記を書くことが好き。

- ・衝動性があり、相手の話の途中で話し出してしまう。

通常の学級の担任と話し合いながら、実態把握を行い、目標を設定します。



指導目標の設定＜指導内容の項目との関連＞

- ・相手の話を最後まで聞いてから、話すことができる。

＜6 コミュニケーション（2）言語の受容と表出＞

＜2 心理的な安定（2）状況の理解と変化への対応＞

通級による指導では

○自由会話や質問コーナーの設定

- ・本児が在籍学級での出来事やそのときに思っていることなどを通級担当教員に話す。
- ・話を聴くときの約束を本児と相談して決める。

次のページへ

通級による指導では

前のページから

【約束】 先生が話しているときは、終わるまで待つ。

- ・ 約束を書いた紙を児童が見えるところに置く。
- ・ 約束が守れたときは褒める。

○なぞなぞ、スリーヒントクイズ

【約束】 途中で答えが分かっても黙っていて、先生が
「正解は？」と言ってから答える。



本児のうまくいっているところ（「指示を理解して行動できる」「文を書くことが好き」）に着目して指導の内容や手立てを考えました。また、易しい問題から始めて成功体験を増やし、本児が自信をもてるようにしました。

通級による指導の取組を通常の学級で生かす

- ・ 通級による指導での取組を在籍学級の担任からも褒めてもらう。
- ・ 「話を聞くときの約束」を在籍学級でも掲示してもらい、学級全体の児童に対しても活用してもらう。
- ・ 途中で口を挟まずに最後まで話を聞くことができた場合には、意図的に他の児童も褒め、本児のみ特別視されないように配慮してもらう。

自分の気持ちを相手に伝える力を育てる指導とは？ （小学校2年生）

通常の学級での様子 ◎：うまくいっているところ

- ◎落ち着いていれば善悪の判断ができる。
- ◎学習内容は理解できる。特に、目で見えて覚えることが得意である。
- ◎褒められたいという気持ちが強い。
 - ・友達とのトラブルではきつい口調で話してしまい、自分から「ごめんね」と言うことが難しい。

指導目標の設定＜指導内容の項目との関連＞

- ・自分の気持ちを先生や友達に話すことができる。
- ＜2 心理的な安定（2）状況の理解と変化への対応＞
- ＜3 人間関係の形成（3）自己の理解と行動の調整＞

通級による指導では

- ・本児が在籍学級で経験した出来事や日常生活で課題となりそうな場面を設定する。本児は通級担当教員と状況を確認し、望ましい対応を話し合う。

次のページへ

通級による指導では

前のページから

- ・ 通級担当教員は、話合いで確認した内容を紙に書いて整理し、本児が振り返ることができるようにする。

「友だちに後ろからおされた」と思っておこったとき

- ・ なんて言ったのかな？
- ・ 友だちはどんな気持ちかな？
- ・ どうすればよかったのかな？

- ・ 本児はぬいぐるみを友だちや先生に見立てて、望ましい対応の仕方を練習する。うまくできた場合には、在籍学級の担任や保護者からも褒めてもらえるように伝える。

たたいて、ごめんね。ほんとうは…



通級による指導の取組を通常の学級で生かす

- ・ 本児との話合いで作成した紙を在籍学級の担任に渡して指導内容を伝え、今後の指導の参考にしてもらう。
- ・ 本児がこれまでに比べ、少しでもうまく対応できたときには褒めてもらう。

自分に適した方法でかけ算の習得を目指し、自己肯定感を高める指導とは？（小学校4年生）

通常の学級での様子 ◎：うまくいっているところ

- ◎視覚的な手掛かりがあると分かりやすい。
- ◎手先が器用で、パソコン等の操作が得意である。
 - ・算数の計算、特に九九を唱えることが苦手である。
 - ・自分に自信がなく、落ち込むことがある。

指導目標の設定＜指導内容の項目との関連＞

- ・自分に適した方法でかけ算九九の習得ができる。
 - ＜4 環境の把握（2）感覚や認知の特性への対応＞
 - ＜2 心理的な安定（3）障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲＞

通級による指導では

- ・本児と相談しながら、使いやすいかけ算九九ヒントカードを作成する。

次のページへ

通級による指導では

前のページから

かけ算九九ヒントカードの例)

5 の段
$5 \times 1 = 5$
$5 \times 2 = 10$
$5 \times 3 = 15$
$5 \times 4 = 20$
$5 \times 5 = 25$

	1	2	3	4	5
1	1	2	3	4	5
2	2	4	6	8	10
3	3	6	9	12	15
4	4	8	12	16	20
5	5	10	15	20	25

4 2 2	6 2 3	8 2 4
14 2 7	16 2 8	18 2 9
6 3 2	9 3 3	12 3 4

・本児の興味・関心に応じた教材教具を準備する。

例) トランプで九九ゲーム

- ・ 1 ～ 9 までの 4 種類、36 枚を用意する。
- ・ 「かけられる数」を決めておき、「かける数」をトランプで選び、答えの大きい方が勝ち。

通級による指導の取組を通常の学級で生かす

- ・ 算数の授業で本時のねらいが達成できるように九九ヒントカードを活用し、本児の苦手意識の軽減を図る。家庭学習でも利用するように声を掛ける。
- ・ 授業で九九ヒントカードを使用する場合、本児以外の児童も必要に応じて使用するなど、学級全体でそれを自然に受け入れるような雰囲気づくりをする。

見通しをもって運動会に参加できるようになるための指導とは？（中学校1年生）

通常の学級での様子 ◎：うまくいっているところ

- ◎責任感がある。
- ◎教員の言葉掛けなどがあれば、清掃や係活動に意欲をもって取り組むことができる。
- ・休み時間に読書をしていて、教室移動や係の仕事に遅れてしまうことがある。
- ・文字を書くことが苦手である。

指導目標の設定＜指導内容の項目との関連＞

- ・運動会の予定表を見て、自分から行動できる。
- ＜2 心理的な安定（2）状況の理解と変化への対応＞
- ＜4 環境の把握（2）感覚や認知の特性への対応＞

通級による指導では

- ・運動会の当日、本生徒が見通しをもって行動できるように、本生徒と相談しながら、次の準備を進める。

次のページへ

通級による指導では

前のページから

- ① 中学校で初めての運動会なので、写真やビデオで昨年度の様子を確認する。
- ② 当日の本生徒の動きを書き込めるように、パソコン上でプログラムを修正し、目安の時刻や「何をするか」等を入力する。
- ③ 入力終了したら、当日の自分の動きを時間の経過に従って確認する。
- ④ 同じ係の生徒に、出番を忘れていたら声を掛けてもらうように依頼する練習をする。

例) 「〇〇さん、自分が出番を忘れて座っていたら、教えてね。」 など

通級による指導の取組を通常の学級で生かす

- ・ 在籍学級の担任から係活動担当教員へ本生徒の予定表を配布し、当日の確認を依頼する。自分から行動している場合は、本生徒に応じた褒め方をしてもらう。
- ・ 係活動担当教員から同じ係の生徒に、本生徒へのさりげない支援を依頼する。
- ・ 各教科等の授業や部活動等でも、本生徒が見通しをもって取り組めるように、関係教員と連絡を取り合う。

見通しをもって運動会に参加できるようになるための指導とは？（中学校1年生）

通常の学級での様子 ◎：うまくいっているところ

- ◎責任感がある。
- ◎教員の言葉掛けなどがあれば、清掃や係活動に意欲をもって取り組むことができる。
- ・休み時間に読書をしていて、教室移動や係の仕事に遅れてしまうことがある。
- ・文字を書くことが苦手である。

指導目標の設定＜指導内容の項目との関連＞

- ・運動会の予定表を見て、自分から行動できる。

＜2 心理的な安定（2）状況の理解と変化への対応＞

＜4 環境の把握（2）感覚や認知の特性への対応＞

通級による指導では

- ・運動会の当日、本生徒が見通しをもって行動できるように、本生徒と相談しながら、次の準備を進める。

次のページへ

通級による指導では

前のページから

- ① 中学校で初めての運動会なので、写真やビデオで昨年度の様子を確認する。
- ② 当日の本生徒の動きを書き込めるように、パソコン上でプログラムを修正し、目安の時刻や「何をするか」等を入力する。
- ③ 入力終了したら、当日の自分の動きを時間の経過に従って確認する。
- ④ 同じ係の生徒に、出番を忘れていたら声を掛けてもらうように依頼する練習をする。

例) 「〇〇さん、自分が出番を忘れて座っていたら、教えてね。」 など

通級による指導の取組を通常の学級で生かす

- ・ 在籍学級の担任から係活動担当教員へ本生徒の予定表を配布し、当日の確認を依頼する。自分から行動している場合は、本生徒に応じた褒め方をしてもらう。
- ・ 係活動担当教員から同じ係の生徒に、本生徒へのさりげない支援を依頼する。
- ・ 各教科等の授業や部活動等でも、本生徒が見通しをもって取り組めるように、関係教員と連絡を取り合う。

自分が得意な活動を通して、自分に自信をもつことができるようになる指導とは？（中学校2年生）

通常の学級での様子 ◎：うまくいっているところ

- ◎手先は器用で、美術や技術の授業が好きである。
- ◎集中して課題に取り組むことができる。
 - ・教室ではあまり話さず、一人で過ごすことが多い。
 - ・自分から進んで行動することが少ない。

指導目標の設定＜指導内容の項目との関連＞

- ・自分が得意な活動をとおして、自分に自信をもつことができる。

＜2 心理的な安定（1）情緒の安定＞

＜3 人間関係の形成（3）自己の理解と行動の調整＞

通級による指導では

- ・本生徒が得意とする創作活動を取り入れ、完成時に達成感を味わえるようにする。
- ①通級による指導の時間に実施可能な創作活動を複数提示し、選択できるようにする。

次のページへ

通級による指導では

前のページから

- ②創作活動中に本生徒の好きな話題を取り入れることで居心地のよい環境づくりを心掛け、心理的な安定を図る。
- ③ビーズ細工の作品を家族にプレゼントして感謝されたことを機に、本生徒から「先生たちにもプレゼントしたい」と申し出があり、作品に「～で、ありがとうございます。」というメッセージを添えて渡す。



手順を視覚的に示したり、意欲向上につながる言葉掛けをしたりして、活動が円滑に進むように配慮しました。

通級による指導の取組を通常の学級で生かす

- ・在籍学級の担任には、学級内における本生徒の居場所づくりや本生徒のよさを認めてもらう場面の設定を依頼する。
- ・美術と技術の教科担任には、授業での活躍の場を意図的に設定してもらえよう働きかける。

自分の気持ちを相手に伝える力を育てる指導とは？ （中学校2年生）

通常の学級での様子 ◎:うまくいっているところ

- ◎普段はあまり話さないが、ゲームの話はよくする。
- ◎パソコンやタブレット等の操作が得意である。
- ・自分の考えや気持ちを文章で書く際に時間がかかる。

指導目標の設定＜指導内容の項目との関連＞

- ・文章で自分の思いや気持ちを伝えることができる。

＜6 コミュニケーション（5）状況に応じたコミュニケーション＞

＜2 心理的な安定（3）障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲＞

通級による指導では

- ・文章を書く手順を細分化して示し、一緒に文章を完成させる。

- ①通級担当教員が「いつ」「どこで」「だれが」「何をした」「どう思ったか」などを質問し、本生徒の経験を共有する。
- ②話の内容を付箋に記入する。それらを並べ替えたり、新たな情報や考えなどを追加したりして、文章構成のメモを作る。
- ③本生徒の得意なパソコンの文章作成ソフトを使って文章を書く。



最初のころは、「作文が書けた」という事実に対して賞賛し、「自分にもできそうだ」という気持ちを育みます。

通級による指導の取組を通常の学級で生かす

- ・作成した文章は在籍学級の担任や国語科担任にも配付し、本生徒に応じた褒め方を依頼する。
- ・通級による指導で実施したことを参考に、国語科担任とともに「作文を書くときのヒント」を作成し、国語科の授業でも活用してもらう。

通常の学級の担任や教科担任、 保護者等との連携

- ・ 1 年を通じて通常の学級の担任との連携には、
どのようなものがあるか？96
- ・ 自校の通常の学級の担任や教科担任との連携の
具体例は？98
- ・ 他校から通級している児童生徒の担任と行う連携
の具体例は？100
- ・ 通常の学級の担任や保護者からよくある質問は？
.....102
- ・ 通常の学級で、通級による指導を生かすための
具体例は？104
- ・ 保護者との連携の具体例は？106

1年を通じて通常の学級の担任との連携には、どのようなものがあるか？

○通級による指導を進める際に、通常の学級の担任と連携を進める場面の例をまとめました。

月	自校通級	他校通級
4	・通級開始当初面談 (P. 98) ・教室訪問 (随時) (P. 98) ・担任連絡会 (P. 98)	・希望児童生徒の受け入れ ・学校訪問 (授業参観・支援会議) (P. 100)
	・連絡ノート (随時) (P. 99)	
5	・行事等における具体的支援の検討 (P. 104)	
	・個別の指導計画の作成 (P. 14～)	
6		・学校訪問
7	・指導報告書の作成及び保護者への配付依頼 ・個別の指導計画の評価・改善 (P. 20-21)	
8 ・ 9	・行事等における具体的支援の検討	・学校訪問

月	自校通級	他校通級
10	・行事等における具体的支援の検討	
11	・個人懇談への同席又は通級による指導における個人懇談(P. 107)	・学校訪問
12	・指導報告書の作成及び保護者への配付依頼 ・個別の指導計画の評価・改善	
1	・次年度、通級による指導を開始する保護者との面談	
2	・通級による指導の継続・終了の相談	
3		・通級による指導における個人懇談
	・通級承諾願の配付 ・個別の指導計画の評価・改善 ・指導報告書の作成及び配付依頼	

○表中に(P. ○○)の表示がある項目は、本ハンドブックの該当するページに具体的な説明があります。併せてご確認ください。

自校の通常の学級の担任や教科担任との連携の具体例は？

<通級開始当初面談>

- 通常の学級の担任と通級担当教員で児童生徒のうまくいっているところなどの実態把握を行い、今後の指導の方向性を確認します。保護者も加わって三者で行うことも考えられます。

<教室訪問>

- 通常の学級を訪問して、授業中における児童生徒の様子を観察し、児童生徒の自信を育てるための指導について情報交換します。

<担任連絡会>

- 通常の学級の担任や教科担任を対象に、通級による指導の意義や実際の指導等を説明し、児童生徒の学校生活における指導上の配慮点を共有します。

<連絡ノート>

- 指導時間ごとに活動内容等を記入できるものを作成します。担任と保護者が指導内容を確認し、それぞれの指導や支援、かわりに役立てるようにし

ます。担任や保護者が指導に対する感想や質問等を自由に記入できる欄を設けておくと、情報交換がしやすくなります。また、児童生徒へのメッセージなども記入できる欄があると、児童生徒の励みや意欲の向上につながるでしょう。

＜日常的な会話＞

- 休み時間や放課後等を利用して、児童生徒の通常の学級での様子や通級による指導での様子を通常の学級の担任等と情報交換します。
- それらを基に、児童生徒が通常の学級でうまくいっているところを通級による指導に生かしたり、通級による指導の成果を通常の学級でも取り入れたりすることができます。



通級担当教員から通常の学級の担任や教科担任へ、積極的に声を掛けましょう。

他校から通級している児童生徒の担任と 行う連携の具体例は？

<学校訪問>

- 学校訪問には、主に在籍学級での**授業参観と支援会議**の二つがあります。
- 授業参観から児童生徒の実態把握をし、支援会議を行います。**通常の学級の担任だけでなく、在籍校の特別支援教育コーディネーター等にも同席を依頼**することが考えられます。児童生徒についての情報交換ができ、校内での支援体制の充実につなげることができます。
- 在籍校と連絡を取り合いながら、**授業参観や支援会議の期日を年間指導計画に位置付ける**ことで、連携を円滑に進めることができます。
- 必要に応じて、通常の学級の担任が通級による指導を参観し、指導に生かすようにします。
- 互いの学校を訪問する場合には、各校の教頭（副校長）が窓口となって連絡を取り合った後、通常の学級の担任と通級担当教員が詳しい内容のやりとりをします。

※他校通級を併用している児童生徒が複数名いる場合は、在籍校の特別支援教育コーディネーターと通級担当教員でやりとりすることもあるでしょう。

<日常的な情報交換>

- 自校通級に比べて、担任と頻繁に連絡を取り合うことは難しくなります。**保護者を通して、連絡ノート**を回覧し、**情報共有が図れるように**します。通級による指導で効果があった指導等について取り急ぎ連絡を取りたい場合は、電話等を活用して情報を共有します。その際も、個人情報の取扱いには、十分に配慮しましょう。



連絡ノートの他にも電話等を活用し、時機をとらえた情報共有も大切です。

通常の学級の担任や保護者からよくある質問は？

質問：他の児童生徒には、通級による指導をどのように伝えたらよいですか？

＜伝え方の例＞A 小学校の言語障害通級指導教室の場合
「かけっこ、逆上がり、自転車のり、音読、作文など、みなさんにも一人一人得意なことがありますね。そして、もっと得意(上手)になりたい、ということもありますよね。かけっこが今よりも、もっと速くなれる教室や逆上がりができるようになる教室があったら、やってみたいと思う人もいるでしょう。

(※) ことばの教室は、お話ししたり、発表したり、音読したり、作文を書いたりすることが、もっと上手になりたいと思う人が学ぶところです。

〇〇さんは、先生やお家の人とも相談して、ことばの教室で学ぶことにしました。〇〇さん、頑張りましょうね。」

自閉症・注意欠陥多動性障害通級指導教室の場合は、(※)を次のように変更することができます。

(※) 〇〇教室は、遊ぶときのルールを覚えたり、気持ちを落ち着かせたりする練習ができる教室です。

質問：通級による指導で通常の学級の授業が受けられないので、学習が遅れてしまわないか心配です。

通級の目的（必要性）や指導内容を丁寧に説明し、十分に理解してもらう必要があります。その子の発達の段階において、「この時期に何を優先することが適切か」について話し合い、通級による指導で行われる「自立活動」の内容について理解を得ることが大切です。

通級による指導で受けられなかった授業の補充は、状況に応じて次時の中で行う（前時の復習を多く取り入れる）などの工夫が必要です。通級による指導を受けるために通常の学級の授業の一部を抜ける場合には、算数・数学や英語などの積み上げが必要な学習で、その指導を受けないと内容が分からなくなるような教科を避ける工夫など、それぞれの学校や学級での工夫・調整が必要となります。

質問：学習活動にゲームや遊びが取り入れられているのはなぜですか？

通級による指導では、単にゲームや遊びを行っているのではなく、それらの活動を通して、自立活動の指導目標の達成を目指しています。ゲームや遊びは、目標達成のための手立てです。例えば、「パズル」や「迷路」が視覚や知覚、手指の運動機能を育てるように、遊びの中に、子どもの能力を伸ばす要素があるから取り入れているのです。また、子どもが興味・関心のある活動を取り入れることで主体的に取り組むことも期待できます。指導目標・指導内容の意図を明確に説明することが大切です。

通常の学級で、通級による指導を生かすための具体例は？

<学校行事への支援>

- 運動会や修学旅行等の学校行事での具体的な支援について情報交換を行い、指導目標を通常の学級の担任と相談して設定します。その際は、児童生徒のうまくいっているところに着目し、それを生かすことが大切です。
- 通級による指導では、例えば、見通しを視覚的に確認することで安心できる児童生徒の場合、行事のある日までのスケジュールや当日の流れなどを、その子が分かる方法で視覚的に確認することで、自信をもって参加できるようにします。

<教材や指導内容等の情報提供>

- 情報提供には、例として次のことが考えられます。
 - ・連絡ノートや学習したプリントをファイルにとじ、担任に毎回確認してもらうとともに、児童生徒の取組を認める言葉掛けを依頼する。
 - ・指導で効果のあった教材を説明し、通常の学級の指導で生かしてもらうようにする。
 - ・授業中の課題や宿題の量及び内容を調整し、終了後に児童生徒が達成感を得られるような工夫を通常の学級の担任と一緒に考える。

＜通常の学級でのチーム・ティーチングによる支援＞

- 通級による指導を受けている児童生徒が在籍している学級に空き時間を利用して、T 2として授業に参加し、児童生徒の障害の状態に応じた授業支援を行います。
- 小学校 1 年生の給食指導の際に準備や片付けの補助に入り、通級による指導を受けている児童のみではなく、学級全体の児童に対してそれらが円滑にできるような支援を行います。



通常の学級の中で、児童生徒が本来もっている力を最大限に発揮できるように支援します。

保護者との連携の具体例は？

<連絡ノート等の活用>

- 連絡ノートや指導ファイル等を通して、指導したことを家庭でも参考にしてもらったり、頑張っている様子を保護者に褒めてもらったりできるようにします。そうすることで、児童生徒は自信をもって生活でき、保護者も気持ちにゆとりをもって、児童生徒に向き合うことができるようになります。

<保護者の送迎の時に>

- 保護者の送迎のある場合には、指導終了後に指導の様子を伝える時間を設け、保護者からも児童生徒の取組を褒めてもらえるように依頼します。

<指導報告書>

- 学期末に通知票と一緒に、通級による指導の様子を文書で保護者に伝える教室もあります。その際には、指導の成果を中心に記述します。

＜個人懇談＞

- 通常の学級の日程に合わせて、通級による指導の個人懇談を行うと、保護者の負担が軽減できます。懇談の持ち方は、通常の学級の担任と三者で行う、保護者と通級担当教員の二者で行うなどが考えられます。通常の学級の担任を通して、保護者の希望を把握し、日程を調整します。

＜保護者会の開催＞

- 通級による指導を受けている児童生徒の保護者対象に、保護者会を設けている教室や地域があります。研修会を実施したり、茶話会で保護者間の交流を深めたりするほか、家族で参加するレクリエーション行事などもあります。



さまざまな機会を捉えて、保護者の思いに寄り添い、児童生徒の成長を共に喜び、見守ろうとする姿勢が大切です。

参考文献

- ・ 文部科学省 教育支援資料 2014
- ・ 文部科学省 特別支援学校学習指導要領解説総則等編（幼稚部・小学部・中学部）2018
- ・ 文部科学省 特別支援学校学習指導要領解説自立活動編 2018
- ・ 文部科学省 通級による指導の手引 2018
- ・ 栃木県教育委員会 特別支援学級及び通級による指導 教育課程編成の手引 2019

（W e b サイトから得られる情報について）

- ・ 文部科学省 「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」
<https://www.mext.go.jp/tsukyu-guide/index.html>
- ・ 独立行政法人国立特別支援総合研究所「ネットで学ぶ発音教室」
matisse.nise.go.jp/kotoba/htdocs/index.php?page_id=0
- ・ 県教委特別支援教育室
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/m05>



初めて通級による指導を担当する先生のための
ハンドブック

発行 平成 27 年 3 月（令和 3 年 3 月一部修正）
栃木県総合教育センター 教育相談部
〒320-0002 栃木県宇都宮市瓦谷町 1070
TEL 028-665-7210 FAX 028-665-7212
URL <http://www.tochigi-edu.ed.jp/center/>